

児 童 福 祉（こども家庭局（こども未来課・幼児保育課））

1. 鳥取市子ども計画

本市では、「第2期 鳥取市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：令和2年度～6年度）」を策定し、教育・保育の提供体制の確保や、子どもを生き育てやすい環境づくりに必要な施策を推進してきた。令和5年に子ども政策を総合的かつ強力に推進する目的で「こども基本法」が制定されたことにより、これまで個別に推進されていた子ども施策を一元化するため、「子ども・子育て支援事業計画」「こどもの貧困対策推進」「子ども・若者計画」その他法令で定める子ども政策に関する計画を一体的に推進する「鳥取市こども計画（計画期間：令和7年度～11年度）」を令和7年3月に策定した。

2. 保育施設の運営

(1) 保育施設の状況（R7.4.1現在）

区 分	種別と対象児童	施設数	定員	入所児童数
公立保育園	児童福祉施設 (0歳から就学前児童)	22施設	2,100名	1,393名
公設民営保育園	〃	1施設	70名	64名
私立保育園	〃	7施設	665名	536名
認定こども園	児童福祉・教育施設 (0歳～就学前児童)	25施設	3,200名	2,898名
地域型 保育事業	小規模保育事業等 (0歳～2歳児)	12施設	165名	106名
合 計		67施設	6,200名	4,997名

(2) 保育園等で実施している子育て支援事業

①延長保育事業

通常の保育時間を超えて、最長で午後7時半（保育園により実施時間は異なる）まで延長して保育をする。料金は保育料階層、利用時間に応じて設定。

②一時預かり事業

保護者の就労や疾病、出産等の理由により一時的に家庭での保育が困難となる場合、週3日を限度として預かり保育を実施する。

・実施施設：10施設

・利用料：1日あたり 3歳未満児 2,000円 3歳以上児 1,300円
きょうだいで同日時に利用する場合、2人目以降は半額

・利用実績：令和6年度 5,118人

③休日保育事業

保護者の就労形態、病気、入院等により、日曜日又は祝日に家庭で保育ができない場合に、保育を実施する。

・実施施設：1施設

・利用料：1日あたり 2,000円（休日保育を利用する代わりに平日通園している保育施設を1日お休みする場合は休日保育の料金は無料）

・利用実績：令和6年度 516人

④地域子育て支援センター

家庭で子育てをしている0歳～5歳までの子育て家庭の遊び・交流の場で、育児の不安や悩みを

持つ方への子育て指導、子育て相談など子育てについて幅広く支援を実施。

- ・実施施設：13施設
- ・利用人数：令和6年度 43,422人

(3) 保育料無償化

令和元年10月より幼児教育・保育の無償化制度が始まり、3歳から5歳までの保育園、認定こども園、幼稚園等を利用する児童の保育料が無償化となるとともに、0歳から2歳までについても市町村民税が非課税世帯の保育料は無料。(副食費は有償)

さらに、多子世帯の経済的負担軽減を図るため、第3子以降の児童についての保育料は無料。

◎3歳未満児の保育料（令和7年度）

階 層		児童が属する世帯の階層区分 定 義		保育料（月額）	
				3歳未満児	
				保育標準時間(11h)	保育短時間(8h)
A		生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)		0円	0円
B 1		A階層を除き、市町村民税がひとり親世帯等		0円	0円
B 2		非課税の世帯		0円	0円
C 1		48,600円未満	ひとり親世帯等	5,750円	5,550円
C 2		(均等割のみの場合を含む)		13,600円	12,900円
D 1	a	48,600円以上	ひとり親世帯等	5,750円	5,550円
	b	57,700円未満		19,200円	18,200円
D 2	a	57,700円以上	ひとり親世帯等	5,750円	5,550円
	b	72,800円未満		19,200円	18,200円
D 3	a	72,800円以上	ひとり親世帯等	7,150円	6,900円
	b	77,101円未満		23,800円	22,600円
D 4		77,101円以上	97,000円未満	23,800円	22,600円
D 5		97,000円以上	133,000円未満	28,000円	26,600円
D 6		133,000円以上	169,000円未満	34,000円	32,300円
D 7		169,000円以上	235,000円未満	40,000円	38,000円
D 8		235,000円以上	301,000円未満	46,000円	43,700円
		301,000円以上	397,000円未満	52,000円	49,400円
		397,000円以上		58,000円	55,100円

3.0・1・2・3子育てひろばの設置

家庭で子育てをしている0歳～3歳までの子育て家庭の遊び・交流の場で、保育士がスタッフとして遊びを提供し、子育ての不安や悩みの相談等に応じている。

- ・利用時間 9:30～16:00（休館：日曜・祝日・年末年始）
- ・利用人数：令和6年度 8,375人

4. 児童館

児童館は、18歳未満のすべての子ども及びその保護者を対象に、遊びを通して、子どもの健康の増進と豊かな情操を育む施設。

- ・施設数 12館 ※一般社団法人「ともに」に指定管理委託。(令和6年度～令和10年度)
- ・利用人数：令和6年度 62,211人

5. 病児・病後児保育事業

児童が病気または病気回復期であり、保護者の就労や病気、冠婚葬祭等により家庭で保育ができない場合に、預かり保育を実施する。

区 分	施設名	利用料（同一世帯内）	備考
病 児 保 育	病児保育室 キッズルームこぐま	(1人目) 初回 2,500円/日、 同一月2回目以降 1,000円/日 (2人目以降) 初回 1,200円/日、 同一月2回目以降 500円/日	せいきょう子どもクリ ニック内
	病児保育室とくよし さかえまち		
	病児保育室とくよし こやま		
	コモド第三保育園瓦町		小規模保育事業所との 複合施設
病後児保育	にじっこルーム	500円/日	鳥取市立病院内
	病後児支援センター たんぼぼ		ひかり保育園内
	病後児支援センター かもめ		すくすく保育園内

・利用料：上記のとおり。ただし、生活保護世帯は無料。

・利用実績：令和6年度 3,777人

※H31年4月から広域利用を開始（岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、新温泉町、香美町（R2年4月から））

6. ファミリー・サポート・センター事業

保育園の送迎、放課後の児童預かり等の育児援助を受けたい人（依頼会員）と育児援助を提供できる人（提供会員）を会員として、会員相互に援助活動を行うことにより、育児負担の軽減、仕事と家庭の両立を図っている。 ※社団法人鳥取市社会福祉協議会に事業委託。

	会員数	活動件数
令和6年度	1,037人	734回

7. 児童手当

児童を養育している人に手当を支給することにより、各家庭における子育て費用の負担軽減を図り、児童の健全育成につなげている。

区 分	第1子、第2子	第3子以降
0～3歳未満	月額：15,000円	月額：30,000円
3歳～高校生年代修了	月額：10,000円	月額：30,000円

・児童数 令和5年度： 18,798人、令和6年度： 22,999人

8. 子育て支援カード事業

協賛企業等の協力のもと、カード提示者に対する商品購入金額割引、粗品進呈といったサービスを行なうことで、多子世帯の家計負担の軽減を図り、子どもを生まやすく、子育てしやすい街づくりを進めている。

また本サービスの実施により協賛企業の周知を行い、企業のイメージ向上を図る。

・対象：鳥取市内にお住まいの就学前の子どもを含む3人以上の子どもがいる家庭の保護者

- ・内容：「とりっこカード」を協賛企業で提示することで各種サービスを受けることができる。
- ・協賛企業：こども未来課に申請、審査後に認定。

	新規発行数	延登録者数	協賛企業数
令和5年度	159枚	1,418人	907店
令和6年度	192枚	1,610人	898店

9. 子ども第3の居場所事業

生活や学習等の環境に困難を抱える子どもに対し、安心して過ごせる場所を提供することで、子どもの生活習慣・学習習慣の定着を図り、子どもの自立促進、貧困の連鎖の断ち切りを目指している。

- ・利用実績：令和5年度 12人（最大利用時）
令和6年度 14人（最大利用時）

幼 児 教 育（幼児保育課）

1. 市立幼稚園の運営と私立幼稚園等

(1) 幼稚園の現状（R 7.4.1 現在）

区 分	施設数	定員	児童数
市 立 幼 稚 園	3施設	210名	109名
私 立 幼 稚 園（新制度）	3施設	195名	117名
認定こども園（幼稚園分）	—	812名	564名
合 計	6施設	1,217名	790名

(2) 幼稚園で実施している子育て支援事業

市立幼稚園休日保育事業

土曜日、学年始休業日、夏季休業日、学期間休業日、冬季休業日及び学年末休業日において保護者の就労、傷病、入院等により家庭における保育が困難な場合に実施する保育サービス。

ひとり親家庭福祉（こども未来課）

1. 母子・父子自立支援員の配置

母子・父子自立支援員を2名配置し、母子家庭、父子家庭、寡婦家庭の相談に応じ、各種支援や情報提供を行い、自立を促進。

- ・相談件数：令和5年度 989件、令和6年度 1,039件

2. ひとり親家庭自立支援給付金事業

(1) 高等職業訓練促進給付金（対象：ひとり親世帯の父母）

看護師、保育士等の国家資格等取得養成期間中の修学期間中の給付金

- ・給付人数：令和5年度 高等職業訓練促進給付金 17件、修了支援給付金 5件
令和6年度 高等職業訓練促進給付金 20件、修了支援給付金 5件

(2) 自立支援教育訓練給付金（対象：ひとり親世帯の父母）

医療事務、介護福祉士等の資格取得講座の受講料の6割相当を給付

・給付人数：令和5年度 5人、令和6年度 4人

(3) 養育費確保支援事業（対象：ひとり親世帯の父母）

養育費確保のための公正証書作成に係る経費や、家庭裁判所の調停等に必要となる経費の一部を支援するもの。

・給付人数：令和5年度 10人、令和6年度 16人

3. 児童扶養手当

父親又は母親のいないひとり親家庭に手当を支給することにより、生活の安定及び自立を促進。

18歳未満の子（18歳到達の年度末まで）を養育する父、母又は養育者に対して手当を支給するもの。

(R7.4.1 現在)

区分	全部支給	一部支給
児童1人のとき	月額 46,690円	月額 46,680円～11,010円の範囲
児童2人以上のとき	2人目から児童1人増すごとに11,030円～5,520円の範囲で加算	

※所得制限あり（加算額は、各家庭の所得に応じて決定）

・受給者数 令和5年度 1,413人、令和6年度 1,423人

4. 災害遺児手当の支給

児童の保護者が交通事故や災害等で死亡、重度障がいになったときに支給する。（児童1人につき月額2,000円）

・受給者数 令和5年度 28人、令和6年度 31人

5. ひとり親家庭入学支度金の支給

ひとり親家庭の児童が、小中学校に入学するときに、児童1人当たり10,000円を支給する（前々年分、もしくは、前年分所得税非課税です）

・受給者数 令和5年度 小学校47人 中学校44人

令和6年度 小学校38人 中学校64人

6. 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

ひとり親、寡婦を対象に、経済的自立の助長と児童の福祉を増進するため、低利息又は無利息で修学資金等必要な貸付を行う（中核市移行により県から移管）

・貸付件数：令和5年度 8件（うち新規4件）、令和6年度 7件（うち新規3件）

7. ひとり親家庭学習支援事業

経済的な理由から学業や進学環境が十分ではないひとり親家庭の児童に学習の場を提供するとともに、学習支援を行う。

【内容】学習塾に委託し、市内3か所（さわやか会館、岩倉地区公民館、湖山地区公民館）で中学生を対象に週2回学習指導を実施

【実績】令和5年度：85人、令和6年度：94人

母子保健（こども未来課）

1. 小児慢性特定疾病患者支援

(1) 審査会審査状況

(単位：件数)

区分	新規認定		更 新		疾病変更・追加		重症度変更	
	R 5	R 6	R 5	R 6	R 5	R 6	R 5	R 6
鳥取市	35	16	184	178	1	1	3	2
4 町	6	3	27	24	0	0	1	0

(2) 医療費助成

厚生労働省が定める対象疾患を患い、長期にわたり治療が必要な18歳未満の児童に対して医療費助成を行う。

- ・対象疾病：16疾患群801疾病（令和7年4月1日現在）
- ・受給者数：令和5年度 207名（市181名、4町25名）
令和6年度 211名（市179名、4町32名）

(3) 自立支援事業

自立支援員を1名配置し、小児慢性特定疾病児童及びその家族に対して必要な情報提供や助言、関係機関との連絡調整等、相談支援を行う。また、保護者を対象に交流会を実施する。

- ・相談件数：令和5年度 206件、令和6年度 271件
- ・交流会：令和6年度 延13家庭16名

(4) 県外受診交通費助成

受診者の保護者の負担を軽減し療養生活の安定を図るため、県外の医療機関で受診するために要する交通費の一部を助成する。

- ・助成件数：令和5年度 40人（延81件）、令和6年度 43人（延124件）

(5) 児童等長期入院時付添支援事業

保護者がこどもの入院による付き添いのため連続して5泊以上する場合、付き添う際に要する費用の一部を助成する。

- ・助成件数：令和6年度 21名

2. 不妊症・不育症治療費等支援

(1) 特定不妊治療費助成

保険診療と併せて行う先進医療、保険適用外や回数超過による全額自己負担となった際の支援など、子どもを望む夫婦の経済的負担の軽減を図り、安心して子どもを産み育てることができるよう支援を行う。

県助成分

(単位：延件数)

区分	特定不妊治療助成	
	R 5	R 6
鳥取市	189	278
4 町	22	22

市追加助成分

区分	特定不妊治療助成	
年度	R 5	R 6
交付人数	20	55
延件数	31	101

(2) 不妊検査費用助成

子どもを望む夫婦が早期に適切な検査、診断を受け、必要な場合には速やかに治療を開始することができるよう不妊検査費用の一部を助成する。

県助成分 (単位：延件数)

区分	不妊検査助成	
年度	R 5	R 6
鳥取市	61	61
4 町	2	7

(3) 不育症検査費助成

不育症の検査や治療を受けている夫婦に対して、保険適用外の医療費負担の軽減を図るため費用の一部を助成する。

国助成分 (単位：延件数)

区分	不育症検査費助成 (先進医療)	
年度	R 5	R 6
鳥取市	0	0
4 町	0	0

市単独助成分

区分	不育症検査及び治療費助成	
年度	R 5	R 6
交付人数	2	31
延件数	2	33

養育支援並びに児童虐待の防止及び対応

(こども家庭センター)

児童家庭相談に応じ援助を行う。また、児童虐待の未然防止及び早期発見に積極的に取り組み、関係機関と協力しながら必要な支援活動を行う。

また、家庭その他からの相談、通告の窓口となるとともに、要支援児童、要保護児童及び特定妊婦に関する相談や調査、関係機関との連絡調整を行う。

令和6年度相談件数

相談種別	養護相談		保健相談	障がい相談						非行相談		育成相談				その他の相談	計
	児童虐待	その他の相談		肢体不自由	視聴覚障がい	言語発達障がい等	重度心身障がい	知的障がい	自閉症等	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適正	育児・しつけ		
件数	29	450	9	0	0	0	0	0	198	2	2	5	3	0	31	34	763

1. 要保護児童対策地域協議会

要保護児童等の早期発見や適切な保護・支援を行うため、関係機関の間で情報や考え方を共有し、連携して対応を図るための協議を行う。

① 代表者会議

関係機関の共通認識を図るとともに要保護児童等に関するシステム全体の検討

② 実務者会議

支援ケースの総合的な把握、個別支援会議の課題の調整、啓発活動情報交換

③ 個別支援会議

個別事例の状況把握、支援策の検討、役割の確認、キーパーソンの明確化等

2. 養育支援訪問事業

カウンセリングが特に必要であると判断した家庭の妊産婦及び児童並びにその養育者に対し、精神的安定を図り、適切な養育の実施を確保する。

業務内容

① 特定妊婦で特に継続的支援を要する家庭への相談・支援

② 産褥期の母子に対する育児相談や簡単な家事等の支援

③ 未熟児や多胎児等に対する育児相談・支援

④ 養育者に対する身体的・精神的不調状態に対する相談・支援

⑤ 若年の養育者に対する育児相談・支援

⑥ 児童が児童養護施設等を退所後にアフターケアを必要とする家庭等に対する養育相談・支援

3. 家庭養育サポート事業（見守り強化支援事業）

居宅訪問等を行うことにより、状況の把握や食事の提供、学習・生活指導支援等を通じた子ども等の見守り体制の強化を図り、また、子ども等及びその家庭を支援等へつなぐ。

業務内容

① 食事又は食材の提供（配達等を含む）

② 基本的な生活習慣の習得支援や生活指導

③ 学習習慣の定着等の学習支援 等

4. 子育て世帯訪問支援事業

家事・育児等に対して不安や負担を抱える家庭（妊産婦、子育て中、ヤングケアラー等）の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施する。

業務内容

- ① 家事支援（食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート等）
- ② 育児・養育支援（育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助等）

5. 子育て短期支援事業

仕事、疾病、家庭の事情等により家庭での養育が一時的に困難なとき、宿泊、日帰り、夜間などの一時預かりを、児童養護施設（鳥取・青谷こども学園）や里親等に委託して、養育支援を行う。

① ショートステイ事業

保護者が疾病等の理由により家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合や経済的な理由により緊急に母子を保護する場合などに、一時的に養育・保護する。（鳥取こども学園、青谷こども学園、里親に委託）

② 平日日帰りステイ事業

児童を養育している家庭の保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により、平日の日中において家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、一時的に養育・保護する。（鳥取こども学園、青谷こども学園、里親に委託）

③ トワイライトステイ事業

保護者が仕事等の理由により平日の夜間又は休日に不在となり、家庭における児童の養育が困難となった場合に、その児童を通所させ、生活指導、食事の提供などを行う。（鳥取こども学園、青谷こども学園、里親に委託）

6. 親と子のすこやか推進事業

強い育児不安や育児困難感を抱える親が集まり、いろいろなワークやプレイバックシアターの技法を取り入れて、お互いを大切にされたコミュニケーションや体験を通じて自己肯定感を高めることで、安心して子育てが行えるように支援を行う。（月1回年12回実施）

7. 女性相談支援員の設置

こども家庭センターに家庭・女性相談員を3名配置し、子育てや家庭内の問題に関する相談業務、DV被害者に対する支援を行う。

8. ヤングケアラー・コーディネーターの配置

こども家庭センターにヤングケアラー・コーディネーターを2名配置し、関係機関と連携しながら、本人や保護者等に寄り添い必要な支援へつなぐ。

9. 母子生活支援施設「つくし」の運営

満18歳までの児童を養育している母子家庭で特別の理由のある母子に住居を提供し、これらの方々の就労、生活支援を行う。（指定管理 鳥取福祉会）

10. 助産施設の設置

入院の必要があるにもかかわらず、経済的理由で入院による出産ができない方のための助産施設。（鳥取赤十字病院、鳥取県立中央病院）

児童の発達に関する相談及び支援（こども発達支援センター）

発達上の困難を抱える乳幼児期から18歳未満までの児童とその保護者に対し、福祉と教育が一体となつて、ライフステージに合わせた切れ目のない一貫した総合的な支援を行う。

発達支援係

1. 発達に関する相談

児童の発達に関する保護者の心配事に対し、来所、電話又は訪問等による相談を受ける。また、保健師や保育者、医療・療育関係機関との連絡、調整を行う。

令和6年度相談件数

(人)

相談種別	養護相談		保健相談	障がい相談						育成相談				その他の相談	計
	児童虐待相談	その他の相談		肢体不自由	視聴覚障がい	言語発達障がい等	重症心身障がい	知的障がい	発達障がい	性格行動	不登校	適正相談	育児・しつけ		
延人数	3	0	0	1	3	0	0	8	2,047	0	5	0	1	10	2,078

2. 心理発達相談

心理相談員による児童の発達確認や発達検査等を行うとともに、子育ての中での困り感を聴取し、児童の特性に合わせた対応や必要な療育等の情報提供を行う。

3. 保育訪問相談

心身の発達の支援が必要な児童及び保育上の配慮が必要な児童に対し、発達支援コーディネーター等の専門員が各保育所、幼稚園等を訪問し、対象児童の発達支援及び保護者支援の充実を図る。

4. 鳥取市発達支援保育指導委員会の開催及び巡回指導

鳥取市障がい児等保育実施要綱に規定する発達支援保育指導委員会の開催及び委員による、年1～2回の保育所等への訪問を行い、保育所等における保育の観察及び助言指導と、障がい児等の経過観察等、適切な保育の支援を行う。

5. 5歳児発達相談事後相談・支援

5歳児発達相談後に子育てや心理発達、保育・教育相談が必要な児童とその保護者を対象に、個別の相談を実施し、児童の発達理解を深め、支援につなげる。また、必要に応じて児童の就学移行支援を行う。

6. 親子通所療育

発達上の困難を抱える児童と保護者に対し、親子で遊ぶ体験や基本的生活習慣の獲得のための取り組みを提供する中で、保護者が児童との関わり方を学び、児童の発達の特徴を理解する場とする。

7. 小集団療育

5歳児発達相談後に経過観察が必要な児童及び保育所、幼稚園等の大きな集団での活動に困難を抱える児童を対象に、児童の特徴をふまえた小集団での療育を実施する。また、保護者同士のつながりを持

つ場として保護者交流会を持ち、児童との関わりや心配なこと、就学に向けての情報交換等を行う。

8. 親の会の支援

発達上の困難を抱える児童を持つ親の集いを開催し、学校や友人関係等の情報交換や交流の場とする。

9. 発達支援に関する支援者等研修会

児童を支援する施設の支援者を対象とした支援者向けの研修会を実施する。

10. 家庭と教育と福祉をつなぐ連携事業

発達上の困難を抱える児童を持つ保護者に対し、児童の発達支援経過等の必要な情報を、家庭で整理、保管していくことで、各関係機関と情報を共有し、将来に向けた育ちをつなぐサポートファイルとして配付し、学校や就学前からの就学移行支援に役立てるものとする。

11. 関係機関とのネットワークづくり

鳥取市こどもの発達支援ネットワーク推進会議の開催

発達障がいや有するまたはその疑いのある児童の、各ライフステージに対応する一貫した支援体制の推進について検討する。主に、福祉と教育が一体となった切れ目のない発達支援体制の充実に向けた取組について関係機関と協議する。

鳥取市地域自立支援協議会における協議

乳幼児期からの切れ目のない支援体制の構築に向けた取り組みについて、乳幼児期・学齢期支援部会及び保育所等訪問支援ワーキングの中で関係機関と協議する。

特別支援教育係

1. 教育相談・支援

小学校入学前の年中、年長期から、18歳未満までの児童及び保護者に対して、就学に関することや学習面や行動面の学校生活に関する相談を来所、電話または訪問等により受ける。

令和6年度相談件数

(人)

相談種別	いじめ	就学相談	情緒行動	ひらがな指導	学習関係	進路関係	交友関係	行き渋り	不登校	にじの教室	すなはま	対教師関係	生徒指導	親子関係	その他	合計
延人数	15	1,064	99	122	97	0	3	31	24	178	0	41	3	4	149	1,830

2. 早期からの教育相談

就学相談員が、特別な支援を必要とする児童及び保護者に対して、早期から就学に関する情報提供や教育相談を行い、園と学校をつなぐ柔軟できめ細やかな就学移行支援を行う。

3. 就学前小集団活動

小学校入学時に必要なスキルやルールを学ぶ機会をつくり、学校生活への不安軽減を図り安心して就学を迎えることができるように支援を行う。

4. 就学移行に関する相談

幼児期から学齢期に移る上での一貫した支援を行うために作成した「育ちをつなぐ（R4.4改訂版）～就学移行期の支援の進め方～」の内容を関係機関で共有し、児童及び保護者の相談支援を行う。また、教育機関等との支援内容に関する協議を行いながら支援を継続する。

5. T式ひらがな音読支援

ひらがな読みが困難な児童を早期発見し、支援することを通して、音読の改善や学びにくさの軽減を図り、「学力向上」と「不登校の未然防止」の一助とする。

6. ことばの発達に関する講演会

ことばに親しむ環境づくりの構築を目指し、T式ひらがな音読支援の指導法を開発された小枝達也氏による「ことばの発達に関する講演会」を保護者や園、学校職員等を対象に開催する。

7. 関係機関との連携

園訪問や就学相談を行う園支援、学校見学同行や移行支援会議・フォロー会議参加による学校支援を行い、移行支援の充実を図る。また、関係機関主催の事業や研修会に参加・協力し連携を強める。

8. 学校訪問相談

特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に対し、適切な発達評価を行い、必要な支援につなげるため、外部専門家（心理士）が学校を訪問し、教員等へ助言指導を行うことで、切れ目のない支援体制の充実を図る。

児童発達支援センター若草学園（こども発達支援センター）

1. 児童発達支援センター「若草学園」の運営

発達支援の必要な幼児に対して、生活自立を目指して、一人ひとりの発達に応じた集団又は個別での療育を実施する通園施設。

定員30名。

2. 日中一時支援事業

障がい児の日中の活動の場を確保し、その家族の就労等を支援する。

令和6年度事業実績

事業名	延人数
日中一時支援事業	250人

3. 障がい児等地域療育支援事業

発達支援の必要な児童に対し、外来及び保育所等の訪問による相談・指導を実施する。

令和6年度事業実績

事業名	延人数
外来療育指導事業	1,047人
訪問療育指導事業	108人
施設支援指導事業	64園

4. 相談支援事業所わかくさの運営

障がい児福祉サービスを利用する者に対する相談・支援、利用計画の作成を行う。

令和6年度相談支援事業の主な内容と件数

業務名	延人数
サービス利用の相談、計画の作成等	68人
利用計画の見直し等	156人

保健所概要・一般業務（保健総務課）

1. 保健医療福祉連携強化の取組

- ①鳥取県立中央病院地域医療支援評議会への参加（3回）
 - ・地域委員、病院側委員で構成される評議会に委員として参加
 - ・鳥取県立中央病院が地域医療推進のために必要な支援業務について検討
- ②鳥取赤十字病院地域医療支援病院運営協議会への参加（4回）
 - ・医療関係団体、行政機関等の代表者で構成する協議会に委員として参加
 - ・鳥取赤十字病院が地域医療推進のために必要な支援業務について検討
- ③鳥取市立病院地域医療支援病院運営委員会への参加（4回）
 - ・医療関係団体、行政機関等の代表者で構成する委員会に委員として参加
 - ・鳥取市立病院が地域医療推進のために必要な支援業務について検討

2. 鳥取市医療看護専門学校の様況

看護学科については、第8期生が卒業し市内医療機関への就職につながっている。

《令和6年度入学生の様況》

設置学科	学科名	内容	入学者数	／	定員数
	・看護学科	(昼間・3年制)	37名	／	80名
	・理学療法士学科	(昼間・3年制)	33名	／	40名
	・作業療法士学科	(昼間・3年制)	20名	／	40名
	・医療福祉総合学科	(昼間・2年制)	7名	／	40名
合 計			97名	／	200名

3. 衛生統計事務

調査名	調査目的	令和6年度実績
人口動態調査	人口動態事象（出生・死亡・死産・婚姻・離婚）を把握し、人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得るため実施。	毎月報告

国民生活基礎調査	国民生活の基礎的事項を調査し厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な基礎資料を得るとともに、各種調査の親標本を設定するため実施。	調査日：6月6日 調査地区数：3地区 (4町：2地区)
社会保障・人口問題基本調査	人々の生活、家族関係と社会経済状態、社会保障制度の果たしている機能を把握し、行政施策の基本資料を得るため実施。	調査日：7月1日 調査地区数：2地区 (4町：1地区)

4. A E D設置管理事業

①設置台数

設置台数 : 236台 (令和7年3月末日時点)

上記のうち貸出可能台数：3台

②設置場所

- ・市役所各関係施設
- ・各総合支所
- ・生涯学習施設
- ・各地区公民館
- ・スポーツ施設
- ・文化観光施設
- ・各市立小学校
- ・各市立中学校
- ・各市立保育園、幼稚園 等

③屋外設置

平成25年10月、「A E D屋外設置に係る方針について」を定め、施設が閉まっている夜間及び休日等もA E Dが使用できるように体制を整備

令和6年度末現在、11施設について屋外設置実施

5. 熱中症予防啓発

①鳥取市公式ウェブサイトによる注意喚起

5月から9月の間、鳥取市公式ウェブサイトに熱中症に関する啓発記事を掲載

【掲載内容】

- ・「暑熱順化」の呼びかけ
- ・熱中症の基礎知識、予防方法
- ・環境省が発表する熱中症警戒アラート、鳥取県が発令する熱中症警戒期間等の情報及び熱中症による救急搬送件数
- ・鳥取市の暑さ指数(WBGT) など

②鳥取市報・広報誌による注意喚起

市報6月号、7月号、8月号、1月号、まちなか情報誌「わか」による注意喚起

③鳥取市ケーブルテレビ(ぴよんぴよんネット)による啓発

文字画面放送及び鳥取市広報番組内での啓発・注意喚起

④鳥取市公式LINEによる啓発・注意喚起

⑤保健所内に熱中症予防啓発コーナーを設置

⑥地域での取組

- ・各地域での健康教育や健康相談会場、各地区公民館における啓発
- ・市内小中学校、保育園、幼稚園に対する注意喚起
- ・市内高齢者関連施設、職員に対する注意喚起
- ・市内障がい者関連施設、職員に対する注意喚起
- ・健康づくり地区推進員、民生委員・児童委員を通じ、訪問や地区活動における啓発

⑦庁内における横断的連絡体制の整備

- ・各部署の担当者による熱中症対策会議の開催
- ・各部署における熱中症対策の実績の集約

⑧各地区公民館における温湿度計の貸出の実施

⑨クールシェルターの取組の強化

- ・クールシェルターの確保・拡大（令和5年度 131か所→令和6年度 188か所）
- ・市内事業者との連携により一部クールシェルターにウォーターサーバーを設置（16か所）

⑩熱中症予防対策啓発動画の作成

6. 地域保健医療推進事業

事業概要	実績等
鳥取県東部保健医療圏の地域保健医療協議会及び地域医療構想調整会議を開催し、保健医療計画の策定及び推進に関する協議、地域医療構想推進のための協議を行う。 (令和7年度鳥取県医療介護総合確保基金（医療）の圏域要望に係る提案及び対応方針等について協議を実施)	<ul style="list-style-type: none"> ・東部保健医療圏地域保健医療協議会全体会議及び医療提供部会合同会議兼地域医療構想調整会議：1回 ・健康づくり部会：1回 ・第1回医療政策研修会（厚労省主催）の参加：1回（Web開催）

7. 在宅医療介護連携事業

事業概要	実績等
東部医師会に「在宅医療介護連携推進室」を設置し、行政と医師会が協働して、国が示す8項目の事業に取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> ・ファシリテーター養成研修：1回 ・ファシリテーターフォローアップ研修：1回 ・東部地区在宅医療介護連携推進協議会、ワーキング等への参画

8. 保健師等教育研修事業

事業概要	実績等
本市、東部圏域の町及び県の公衆衛生に従事する保健師等を対象に地域保健技術向上のための研修会を開催する。	<ul style="list-style-type: none"> ・東部圏域地域保健技術研修会：3回 ・初任期保健師事例検討会：3回 ・初任期保健師情報交換会：1回 ・現任教育等に関する情報交換会：1回 ・動機づけ面接法研修会：1回 ・ファシリテーター研修会：1回 ・成人訪問指導事例検討会：2回

9. 受動喫煙防止対策事業

事業概要	実績等
健康増進法の改正により受動喫煙防止対策が強化され、令和元年7月から第一種施設（行政機関等）が原則敷地内禁煙に、令和2年4月からは第二種施設（第一種施設以外の、多数の者が利用する施設）が原則屋内禁煙になった。 望まない受動喫煙を防止するため、正しい知識の普及啓発や相談対応、現地確認等を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・受動喫煙防止に係る相談対応：9件 ・現地確認：3件 ・世界禁煙デーや健康増進普及月間にあわせ、啓発物展示や市報掲載など啓発を実施 ・イベントでのブース出展（イオン鳥取店開催） ・大学祭でのブース出展（鳥取大学・鳥取環境大学） ・食品衛生責任者養成講習会での啓発

10. その他

①森永ひ素ミルク中毒被害者支援関係事業

事業概要	実績等
森永ひ素ミルク中毒事件被害者が生涯健康に生活できるよう行政協力を行う。支援団体である公益財団法人ひかり協会と連携し、被害者救済事業を行うため会議等を開催するとともに、事件の風化を防ぐため、関係する職員に伝達を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取市行政懇談会：1回 (行政協力要請内容に対し書面回答) ・全国担当係長会議：1回

②健康づくり応援施設事業

事業概要	実績等
健康づくり（運動・食事）に積極的に取り組む施設・団体・個人を「健康づくり応援施設（団）」に認定し、地域の健康づくりに協力して取り組んでいただく。	健康づくり応援施設（運動・食事） 令和6年度新規認定：運動1件

③災害医療対策

事業概要	実績等
東部圏域（1市4町）の災害時の医療救護を担っており、災害用救急医薬品等の備蓄と、必要物資の供給体制、医療救護活動に迅速に対応できる体制を平時から訓練するとともに、関係者の研修受講を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・DHEAT基本研修参加：1回（Web開催） ・災害時透析医療ネットワーク意見交換会：1回 ・東部圏域災害医療コーディネーター意見交換会：1回 ・鳥取県災害医療コーディネーター研修会参加：1回 ・災害時の保健所等の役割に関する研修会開催：1回 ・鳥取空港災害対策緊急計画連絡協議会参加：4回、鳥取空港消火救難訓練参加：1回 ・災害用備蓄品、災害用備蓄医薬品等の補充 ・損害保険加入

④災害時保健活動事業

事業概要	実績等
本市災害時保健活動、東部4町の災害マネジメント、応援調整等を担っており、災害時保健活動に迅速に対応できる体制を平時から訓練するとともに、関係者の研修受講を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・東部圏域統括保健師連絡会：1回 ・専門職の災害時保健活動初動訓練：延2回（45人参加）

⑤学生実習受入

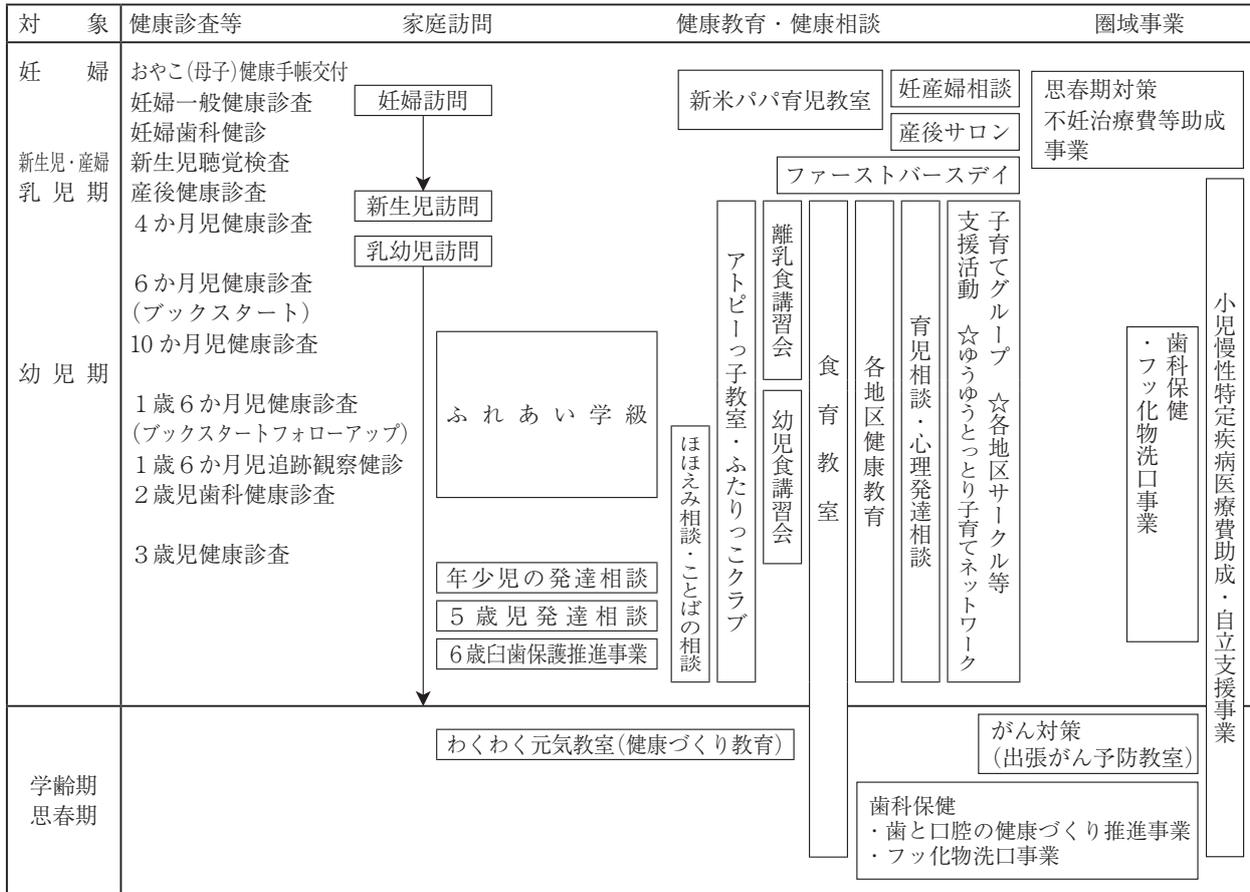
事業概要	実績等
看護職養成学校からの依頼を受け、地域保健活動の実際を学ぶこと、保健師・看護師の人材育成を目的に実習生を受け入れている。	看護大学：2校（延22日間、延112人） 看護師養成所：2校（延4日間、延100人）

⑥公衆衛生医師確保対策事業

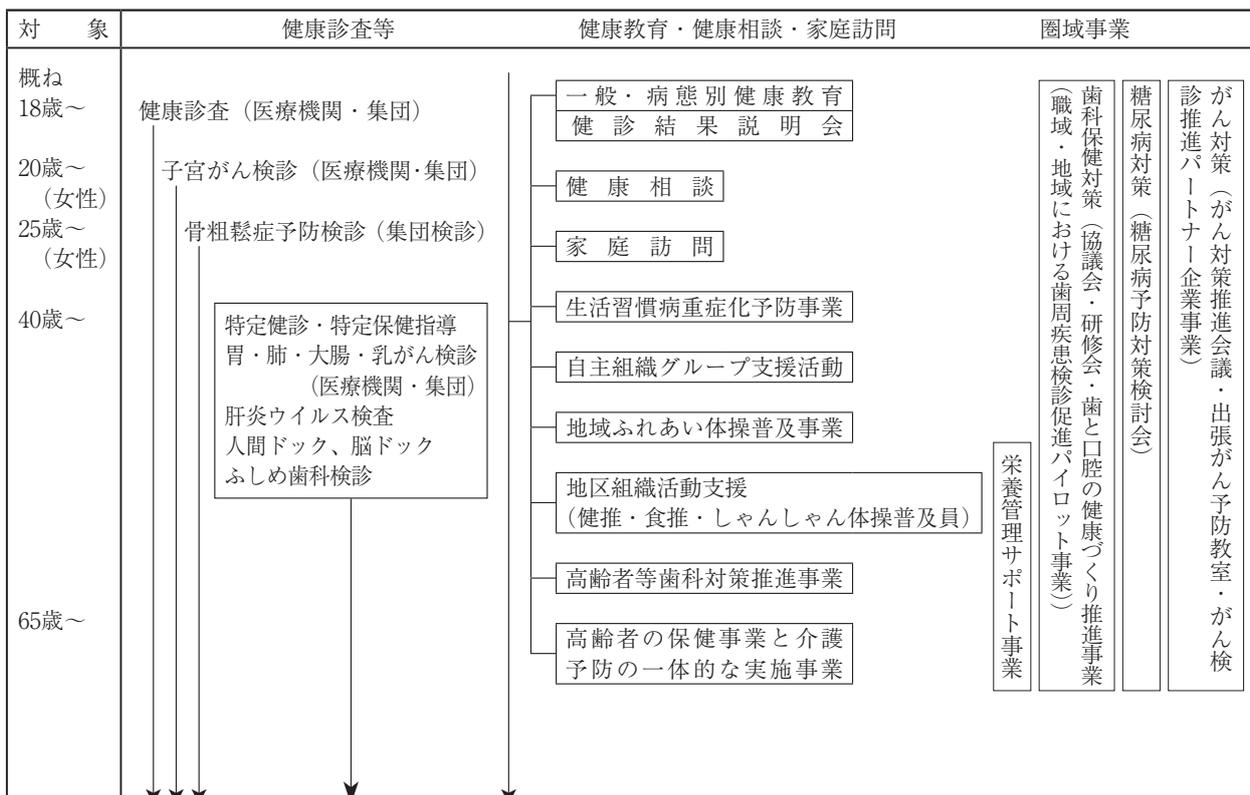
事業概要	実績等
<p>公衆衛生医師の確保について、鳥取大学との連携を図り、鳥取県と協調して取組を進めるため、鳥取県公衆衛生対策強化緊急事業に参加するほか、中核市保健所として初期臨床研修医への保健所地域保健研修等の積極的なPRを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県公衆衛生対策強化緊急事業での鳥取大学医学部教員による保健所支援：8回 ・鳥取大学社会医学系専門医研修鳥取プログラム説明会・情報交換会：1回 ・鳥取大学医学部環境予防医学講座社会環境医学特別講義：1回 ・初期臨床研修医地域保健研修の受入れ：2人 ・「地域主体の健康のまちづくり」講演会：圏域医師・医学生・健康づくりに携わる関係者70人参加

保健事業一覧 (こども家庭センター・こども未来課・健康づくり推進課)

1. 母子保健事業 (こども家庭センター・こども未来課・健康づくり推進課)



2. 成人保健事業 (健康づくり推進課)



母子保健事業（こども家庭センター）

[基本理念] こども 親 地域が輝く 子育て応援都市 とっとり

[基本目標①] 親子の健やかな成長を支える環境づくり

[基本目標②] 安心して子育てできる環境づくり

[基本目標③] 心豊かな成長を支える学びの場づくり

[基本目標④] 配慮が必要な子育て家庭への支援環境づくり

事業名		内 訳	合計	鳥取	福部	鳥取東	河原	用瀬	佐治	気高	鹿野	青谷	
母子健康手帳交付 (交付場所での統計)	妊娠届出数		1,078	963	5	46	15	7	1	24	8	9	
	多胎		16	15	0	0	1	0	0	0	0	0	
妊婦相談(初回) (転入者含む)	来所(実)		1,127	1,007	6	47	15	7	1	27	8	9	
	電話(実)		1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
栄養食品支給 (対象：非課税世帯等)	妊産婦		10	10	0	0	0	0	0	0	0	0	
	乳児		4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	
訪問指導	妊産婦・新生児訪問 (乳児家庭全戸訪問含む)	妊婦 実	14	12	0	1	0	0	1	0	0	0	
		妊婦 延	17	14	0	2	0	0	1	0	0	0	
		産婦 実	1,053	721	7	218	28	7	6	34	15	17	
		産婦 延	1,158	802	7	237	28	7	6	39	15	17	
	新生児	実	1,049	709	7	225	28	7	6	34	16	17	
		延	1,112	751	7	241	28	7	6	39	16	17	
		乳児 実	43	32	0	9	0	0	0	2	0	0	
		乳児 延	86	65	0	16	1	0	0	4	0	0	
	乳幼児訪問 (健診後の個別対応等)	幼児 実	87	53	0	23	0	1	2	5	2	1	
		幼児 延	126	84	0	29	0	1	2	7	2	1	
		その他 実	41	19	0	10	4	0	1	5	2	0	
		その他 延	76	50	0	13	4	0	1	6	2	0	
	再掲：未熟児		実	26	13	0	7	2	0	0	2	2	0
	計		実	2,287	1,546	14	486	60	15	16	80	35	35
延			2,575	1,766	14	538	61	15	16	95	35	35	
健康相談	来所相談	妊産婦 延	1,283	1,133	10	53	21	14	4	28	10	10	
		乳幼児 延	2,169	2,052	4	49	15	7	20	12	8	2	
		その他 延	29	14	3	1	0	1	0	1	3	6	
		計	3,481	3,199	17	103	36	22	24	41	21	18	
	電話相談 (歯科保健相談含む)	計 延	1,942	1,363	24	327	55	31	13	96	13	20	
	地域子育て相談 (相談会場での統計)	開催数		165	66	12	45	7	14	1	7	7	6
		実人員		555	263	20	122	46	33	5	17	31	18
延人員			894	357	71	230	51	82	7	36	31	29	

【地区（個別）・施設訪問相談】

妊産婦 延	乳幼児 延	未熟児 延	その他 延	合計
20	78	13	11	122

【健康診査】

事業名	内 訳	合計	鳥取	福部	鳥取東	河原	用瀬	佐治	気高	鹿野	青谷
6 か月児健康診査	回数	52	30		10	6			6		
	受診者数	994	666	8	211	28	11	2	42	12	14
	フォロー数	193	127	0	48	2	2	1	5	3	5
乳児精密健康診査 (精密医療機関委託)	受診者数	38	31		4	0	0	0	0	2	1
ブックスタート (6か月児健診、訪問時配布等)	配布数	1,000	675		214	28	11	2	44	12	14
	配布率	99.8%									
1歳6か月児健康診査	回数	59	35		12	6			6		
	受診者数	1,210	803	10	275	37	10	3	45	18	9
	フォロー数	315	212	1	78	7	1	0	11	2	3
	フッ素 塗布者数	1,148	755	10	265	34	10	3	44	18	9
1歳6か月児精密健康診査 (精密医療機関委託)	受診者数	40	33	6	0	0	0	0	1	0	0
1歳6か月児追跡観察健診	受診者数	87	59		23	0			5		
ブックスタート フォローアップ	配布数	1,215	815		277	37	10	3	45	19	9
	配布率	99.2%									
2歳児歯科健康診査	回数	41	23		8	4			6		
	受診者数	1,157	771	13	256	33	14	3	42	18	7
	受診率	92.5%									
	フッ素 塗布者数	1,101	730	13	245	31	14	3	40	18	7
3歳児健康診査	回数	57	36		11	4			6		
	受診者数	1,269	825	9	303	34	15	2	49	18	14
	フォロー数	402	257	3	95	10	7	1	21	4	4
	フッ素 塗布者数	1,146	744	8	278	31	13	1	43	15	13
3歳児精密健康診査 (精密医療機関委託)	受診者数	218	166		35	5	4	0	4	4	0

*健康診査は住所地での統計である。

【医療機関委託健診】

【費用助成検査事業】

	妊婦一般 健康診査	妊婦健診時の 子宮がん検診	歯科 健診	産後 健診	乳児健康診査		新生児 聴覚検査
					3～4か月	9～10か月	
受診者数	延 14,521 ※内多胎 実6 延6	実 1,064 ※要精検者 14	575	実 1,106 延 2,035	1,016	969	907 ※要観察者 48

【訪問事業】

①新生児訪問（乳児家庭全戸訪問事業（生後4か月未満対象）含む）

（訪問状況）注）令和5年12月～令和6年11月に出生した児と出生直後の転入者の新生児訪問状況

対象数数	訪問数	訪問率	再掲）他市町への 訪問依頼
1,052人	1,039	98.7%	14人

(未訪問者の状況)

訪問できなかった理由	件数
拒否	1
出生後早期の転出	6
入院中	4
その他	2
合 計	13

訪問拒否の状況把握・対応	件数
来所で母子と相談	1
合 計	1

※未訪問理由のその他2には、死亡2

②未熟児訪問指導（令和5年度中の養育医療申請児）

養育医療申請者	家庭訪問
33件（実30人）	26人

未訪問4人

未訪問の状況	人数
入院中・日程調整中	4
合 計	4

【相談ダイヤル・育児相談】

①子育て相談ダイヤル（相談を受けるとともに、情報提供を行う）

[相談件数] 54件

②乳幼児健診における育児相談

養育状況が気になる等、育児不安や悩みの相談を受けるとともに子育てに関する情報提供を行い、虐待の気づきや支援、相談機関へのつなぎを行った。

[相談件数] 23件

③「妊娠SOS」相談事業

妊娠したことや出産・養育についての悩みを抱える方が相談しやすい体制を整備した。

[相談件数] 実8件（電話7件、メール1件）

【産後ケア事業】

出産後1年以内の母子等を対象に、市内の産科医療機関や助産所への委託により、助産師等によるケアを受けることにより心身の安定と育児不安の解消を図った。

①母子ショートステイ事業 280件、346泊

②母子デイサービス事業 393件

③母子アウトリーチ事業 111件

【発達相談事業】

目的：乳幼児期の発達が気がかりな児と保護者を対象に、保護者の不安軽減や児への発達支援を目的とし、

医師、心理士、言語療法士による相談を実施している。

①心理発達相談：心理士による相談

来所相談			訪問相談		
回数	実人員	延人員	回数	実人員	延人員
41	41	41	3	3	3

②ほほえみ相談：医師または心理士による相談

	回数	実人員	相談結果				
			助言	追跡観察	要医療	要療育	要精密
医師	4	6	0	5	1	0	0
心理士	3	5	0	3	2	0	0

③ことばの相談：言語聴覚士による相談

回数	実人員	相談結果			
		助言	追跡観察	要医療	訓練紹介
3	5	0	4	0	1

④年少児の発達相談：心理士による相談

回数	実人員	相談結果			
		助言	追跡観察	要医療	要療育
1	1	0	0	1	0

⑤5歳児発達相談：医師による相談

回数	実人員	相談結果					心理相談	就学相談	事後紹介 要医療
		健康	助言	追跡観察	医療受診	治療中			
15	51	0	0	35	16	0	42	2	9

【健康教育】

事業名	内 容	内 訳	合計	鳥取	福部	鳥取東	河原	用瀬	佐治	気高	鹿野	青谷
地域子育て支援	サークル (地 区)	開催数	68	53	1	14	/	/	/	/	/	/
		延人員	1,204	1,025	32	147	/	/	/	/	/	/
	支援センター・ 児童館・人権セ ンター・図書館	開催数	18	7	0	5	0	0	0	1	5	0
		延人員	223	125	0	56	0	0	0	2	40	0
	その他(ファミサ ポ・シルバー・育 児支援者等対象)	開催数	80	39	0	30	7			4		
		延人員	1,312	585	0	550	96			81		
歯科教育	保育所・ サークル等	開催数	30	22	0	6	0	0	0	1	0	1
		延人員	417	297	0	101	0	0	0	15	0	4
6歳臼歯 保護推進	歯科医師講話、 指導(各園)	開催園	57	38	1	11	1	1	1	2	1	1
		年長児	1,218	781	21	280	27	21	4	40	19	25
		保護者他	771	505	10	142	22	20	4	32	17	19
学校保健 関係	講 演 等	開催教室数	51	36	-	5	2	-	-	6	1	1
		延人員	2,276	1,875	-	145	66	-	-	145	18	27

(地域子育て支援：全市)

事業名	ふたりっこクラブ	アトピーっ子教室	親子教室 ふれあい学級：りす	親子教室 ふれあい学級：ぞう
開催回数	11	2	12	11
延人数	130	28	63組	38組

(地域子育て支援：支所地域)

事業名	東地域赤ちゃんサロン	南地域親子ふれあい事業	西地域育児セミナー
開催回数	12	4	4
延人数	150	30	81

【地域支援会議】

事業名	内 容	内訳	合計	中央	福部	鳥取東	河原	用瀬	佐治	気高	鹿野	青谷
会 議	地域子育て支援 に関する会議	開催数	46	23	2	18		1			2	
		延人員	552	234	9	257		7			45	

【マタニティサポート！妊婦さん応援給付金】

	R 5	R 6
申請件数	1,146	1,134
多胎	11	16

【出産・子育て応援交付金】 (申請件数)

	R 5	R 6
出産応援給付 金	1,286	1,095
子育て応援給 付金	1,188	1,028

歯科保健事業 (健康づくり推進課)

[目的] 歯科保健関係者研修会及び歯科保健推進協議会の開催により、歯科保健の推進及び人材育成を図る。また、歯と口の健康づくり推進事業として学校、事業所等に歯科医師、歯科衛生士を派遣し歯科健康教育を実施し、むし歯予防、歯周疾患の罹患率の低下を図る。

- 1 デンタルプロフェッショナル派遣事業
実施校なし
- 2 地域における歯周疾患検診促進パイロット事業
智頭町 1 箇所 2 回実施
- 3 新歯科保健対策 (8020 運動) 推進事業
 - ・鳥取市歯科保健推進協議会 令和7年2月5日 (水)
 - ・東部圏域歯科保健関係者研修会 令和7年2月5日 (水)
 - ・東部圏域歯科保健事業連絡会 令和6年5月31日 (金)

成人保健事業（健康づくり推進課）

[目的] 「健康寿命の延伸」と「生活の質の向上」を図るため、市民が主体的に健康づくりを実践できるように支援する。

[目標] ① 鳥取市健康づくり計画「とっとり市民元気プラン2021」の推進。

② 疾病の予防と健康増進を図る。

③ 各種健診の受診率向上及び事後指導の充実を図る。

（令和7年6月30日現在）

（単位：人）

事業名	内訳	合計	鳥取	国府	福部	河原	用瀬	佐治	気高	鹿野	青谷	
健康診査	特定健康診査	9,280	6,713	492	175	418	245	159	461	209	408	
	高齢者健康診査	6,472	4,732	380	88	292	183	125	256	88	328	
	その他健康診査	309	270	7	3	5	5	4	7	3	5	
	計	16,061	11,715	879	266	715	433	288	724	300	741	
肝炎ウイルス検査	集団	431	327	24	10	12	8	2	24	11	13	
	個別	618	506	30	4	16	15	3	15	10	19	
	計	1,049	833	54	14	28	23	5	39	21	32	
がん検診	胃	集団 X 線	1,885	1,265	109	53	125	58	40	88	37	110
		個別 X 線	383	276	18	12	21	2	4	16	4	30
		個別内視鏡	12,891	10,130	569	156	482	258	205	531	260	300
		計 (受診率)	15,159 26.3%	11,671	696	221	628	318	249	635	301	440
	肺	集団	3,631	2,372	179	157	223	135	105	192	104	164
		個別	12,863	9,765	730	146	422	260	188	548	223	581
		計 (受診率)	16,494 28.6%	12,137	909	303	645	395	293	740	327	745
	大腸	集団	3,854	2,640	186	131	218	134	99	191	90	165
		個別	12,369	9,453	655	151	441	252	183	539	239	456
		計 (受診率)	16,223 28.1%	12,093	841	282	659	386	282	730	329	621
	子宮	集団	2,888	2,121	160	68	110	73	65	128	54	109
		個別	6,862	5,601	304	97	204	110	38	243	110	155
		計 (受診率)	9,750 34.8%	7,722	464	165	314	183	103	371	164	264
		(再掲) 同時 体部 後日	284 117	239 99	11 12	1 1	6 1	6 1	3 1	14 1	4 0	0 1
	乳	集団	2,360	1,746	131	62	87	62	46	96	45	85
		個別	2,769	2,228	111	41	88	43	18	109	44	87
計 (受診率)		5,129 27.9%	3,974	242	103	175	105	64	205	89	172	
人間ドック	計	2,690	1,861	138	59	150	69	71	145	68	129	
脳ドック	計	411	319	17	8	19	11	2	11	9	15	
骨	集団	920	527	67	37	52	52	34	63	24	64	
特定保健指導	対象者数	935	673	45	22	47	22	19	59	19	29	
	利用者数	251	184	11	1	11	10	15	9	6	4	
支援別内訳	積極的	対象者	179	127	4	5	8	6	6	13	1	9
		利用者	33	24	0	0	2	3	2	2	0	0
	動機付	対象者	756	546	41	17	39	16	13	46	18	20
		利用者	218	160	11	1	9	7	13	7	6	4

※がん検診の対象者数は、令和2年国勢調査結果を元に算出。

※子宮がん・乳がん検診の受診率は、2年に1回の受診率（国の算定方式による）で算出。

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

事業名		内訳	合計	鳥取	福部	鳥取東	河原	用瀬	佐治	気高	鹿野	青谷	
成人・高齢者	健康教育	回数	403	191	19	38	20	35	52	8	23	17	
		延人員	6,640	4,221	181	559	214	384	623	105	139	214	
	ブロック	回数	12		1		6		5				
		延人員	153		31		101		21				
	保健指導	来所	315	58	29	18	11	2	155	40	0	2	
		電話	531	233	218	7	4	0	63	0	0	6	
	健康相談	回数	289	103	14	25	16	33	72	0	13	13	
		延人員	4,694	2,475	261	535	89	277	810	0	138	109	
	訪問指導	延人員	594	387	6	69	6	36	78	0	5	7	
	地域ふれあい 体操普及事業 (しゃんしゃん体操)	継続実施	実施箇所	56					56				
実人員			765					765					
単発実施		回数	127					127					
		実人員	2,300					2,300					
栄養改善	地域栄養教室	回数	26	12	0	2	1	2	6	0	3	0	
		延人員	391	233	0	29	11	18	87	0	13	0	
	栄養相談	来所	12					12					
		電話	17					17					
歯科保健	健康教育	回数	36	15	0	5	2	5	3	3	2	1	
		延人員	589	345	0	79	14	40	31	61	10	9	
	健康相談	回数	20	4	0	0	0	0	16	0	0	0	
		延人員	123	48	0	0	0	0	75	0	0	0	
	ふしめ	40～70歳 寝たきり、高齢者 歯科対策	実人員	301	190	5	76	8	5	0	8	0	9
	高齢者 歯科 対策	訪問(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
施設(回)		17	16	0	0	0	0	1	0	0	0		
		施設(人)	71	62	0	0	0	9	0	0	0		
精神保健	訪問指導	実人員	88	15	1	15	7	17	9	13	2	9	
		延人員	185	51	12	25	11	8	25	13	27	13	
	来所・電話メール相談	件数	894	140	64	240	54	119	122	107	7	41	

健
こ
ど
も
康

栄養改善事業 (健康づくり推進課)

[目的] 生涯を通じた健康の保持増進につなげるため、健康づくりの基礎となる食生活について、ライフステージに応じた正しい知識の普及を図り、望ましい食生活をの定着に努める。

1. 母子栄養改善事業

①健康診査 (栄養相談)

内訳	区分	6か月児	1歳6か月児	3歳児	計
回数		51	59	58	168
延人員		1,069	1,207	1,306	3,582

②健康教育

内訳	区分	離乳食講習会	幼児食教室	子育てサークル	その他
回数		41	3	28	8
延人員		446	43	229	66

③健康相談及び訪問指導

区分・内訳	相談内容	離乳食	幼児食	その他	計
来所	延人員	89	9	0	98
電話	延人員	28	3	2	33

内訳	区分	離乳食講習会後の相談	赤ちゃんサロン後の相談	幼児食講習会・サークル後相談	その他母子事業相談	訪問指導
回数		42	4	13	15	2
延人員		135	10	29	63	2

2. 成人栄養改善事業

①健康教育

(全市事業)

内訳	区分	糖尿病食生活教室	適塩イベント	職域健康講座	職域イベント
		講話	講話、展示等	講話	講話、展示等
延回数		1	3	3	2
延人員		9	90	31	58

②健康相談

区分・内訳		相談内容	計
来所	延人員		12
電話	延人員		17

内訳	区分	健診結果説明会	総合相談	医療機関より紹介
回数		6	28	1
延人員		66	162	1

3. 食育地区組織養成・支援事業

・食育推進員養成講座・教育研修・スキルアップ研修会

事業名	回数	延人員	会場数
養成講座	17	160	2
教育研修	18	257	7
スキルアップ研修会	1	88	1

4. 健康づくり支援事業

①食品表示相談

食品表示法、健康増進法に基づいた食品の適切な広告・表示に関する相談に対応する。

(食品表示関係)

区分	食品表示相談件数		食品表示指導件数		立入指導件数	
	R5	R6	R5	R6	R5	R6
鳥取市	68	79	68	79	17	0
4町	4	4	4	4	14	0

(うち、健康増進法に基づいた相談・指導件数)(再掲)

区分	誇大表示相談件数		誇大表示指導件数		立入指導件数	
	R5	R6	R5	R6	R5	R6
鳥取市	6	43	6	43	10	10
4町	0	0	0	0	11	0

②特定給食施設等指導等

健康増進法に基づく特定給食施設（学校給食センター、老人福祉施設等）等に対し、栄養管理及び衛生管理の見地から必要な指導及び助言を行い、利用者の栄養状態の改善及び健康増進を図る。

(特定給食施設等施設数)

区 分	特定給食施設数（1回につき100食以上）		その他の給食施設数（1回につき50食以上）	
	R5	R6	R5	R6
鳥取市	90	86	32	37
4 町	17	17	10	9

(うち、巡回指導件数)

区 分	特定給食施設数（1回につき100食以上）		その他の給食施設数（1回につき50食以上）	
	R5	R6	R5	R6
鳥取市	39	46	18	8
4 町	9	10	5	2

5. 食環境整備事業

健康寿命延伸と健康格差の縮小の実現や社会環境の向上を図るために、バランスの良い食事をとっている者の増加や食塩摂取量の減少を目標に掲げ、これまで実施している個人の知識やスキル向上のための情報提供や啓発に加え、新たに企業等と連携し、健康的な食物選択・食事内容に繋がる自然に健康になれる食環境づくりを推進する。

【取組内容】

① 情報提供や啓発活動

- ・ SNSを活用したレシピや栄養情報の配信
- ・ 若年層対象の栄養教室（離乳食講習会、わくわく元気教室等）開催
- ・ 成人対象の生活習慣病予防教室の横断的実施
- ・ 庁内関係課との連携による生活習慣病予防キャンペーンでの啓発
- ・ 企業や商業施設との連携によるシオとらんLab、健康フェアでの適塩ブース設置
- ・ 食育推進員による児童や成人対象の健康教室の実施
- ・ 東部圏域内特定給食施設等（149施設）を対象とした減塩対策研修会の実施

② 企業等との連携による推進

- ・ 飲食店の日替わり定食の味噌汁を減塩味噌汁に変更
- ・ 飲食店の置型調味料を減塩調味料に変更、調味料別食塩相当量の掲示、卓上POPの設置
- ・ スーパーマーケット・商業施設での減塩商品（調味料、インスタント食品）付近にシオとらんステッカーの貼付
- ・ 市役所本庁舎内売店での減塩商品コーナーの設置
- ・ 社員食堂で本市作成の野菜レシピ集を活用したメニューを販売提供（3品）
- ・ 東部圏域内特定給食施設等へ減塩及び野菜摂取量増加に向けた取組の提案
- ・ 地元スーパーマーケットに総菜の減塩を提案し、東部圏域全店舗で適塩総菜を販売提供

予防接種事業（保健医療課）

1. 予防接種・感染症予防事業

(1) 定期予防接種等の接種状況

(単位：延べ件数、%)

種類		年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ロタワクチン	1価（2回）		1,747	1,403	1,353
	5価（3回）		1,094	1,096	971
B型肝炎（3回）			3,725	3,302	2,952
ヒブワクチン（4回）			5,000	4,489	1,151
小児用肺炎球菌（4回）			4,992	4,494	4,053
五種混合1期（4回）					2,896
四種混合1期（4回）			4,929	4,816	1,455
三種混合1期（4回）			2	2	1
二種混合2期			1,311	1,359	1,490
B C G			1,236	1,151	1,028
水痘（2回）			2,306	2,290	2,068
麻しん	1期		1,231	1,214	1,038
	2期		1,387	1,311	1,280
風しん	接種率		93.0%	91.3%	91.8%
日本脳炎	1期（3回）		4,819	3,792	3,647
	2期		2,498	2,290	2,313
HPVワクチン（3回）【注1】	定期通常		1,179	1,093	1,415
	キャッチアップ		1,322	1,633	4,333
風しん5期【注2】	風しん		0	0	8
	麻しん風しん混合		281	95	118
風しん抗体検査【注2】			766	267	316

種類		年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
インフルエンザ	65歳以上		36,561	35,758	33,124
	接種率		65.0%	63.3%	58.3%
	60～64歳		36	44	50
		接種率	52.9%	59.5%	71.4%
新型コロナウイルス	65歳以上				19,783
	接種率				34.8%
	60～64歳				31
		接種率			44.3%
高齢者肺炎球菌症【注3】	60～64歳		8	7	4
	65歳相当		780	861	660
	70歳相当		226	250	
	75歳相当		223	283	
	80歳相当		142	161	
	85歳相当		134	124	
	90歳相当		104	121	
	95歳相当		61	58	
	100歳相当		12	11	
	101歳以上				
合計			1,690	1,876	664

※種類（ ）内の回数は、ワクチンごとの接種回数。記載のないものは1回接種。

【注1】HPV（子宮頸がん予防）ワクチンは、令和4年4月より積極的な勧奨を再開。定期接種の通常対象者に加えて、積極的な勧奨差し控えにより接種機会を逃した方々に令和6年度までキャッチアップ接種を実施。（令和7年度は経過措置有）

【注2】風しん抗体検査・第5期定期予防接種は、令和元年度から令和6年度までの期間、成人男性を対象に実施。

【注3】高齢者肺炎球菌感染症予防接種は、平成26年度から令和5年度までの間、経過措置として70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳または100歳の者も対象。

(2) 任意予防接種費用助成

〈インフルエンザ予防接種〉

(単位：延べ件数)

対象者	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
重度の心身障がい者・重症心身障がい児		183	189	180
小児	就学前乳幼児	4,307	3,916	4,726
	小学生	-	3,032	2,457

〈風しん予防接種〉

(単位：人)

種類	対象者【注4】	妊娠希望の女性※	妊婦の夫	妊婦の同居者	妊娠希望の女性の同居者※
風しん		31	5	0	1
麻しん風しん混合		69	13	0	4

【注4】※印の方は、風しん抗体価が低いことが要件

〈ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い〉

令和4年4月より実施しているHPVワクチンキャッチアップ接種の対象年齢であって、令和4年3月末までに自費でHPVワクチンの任意接種を受けた方に対して、申請に基づき接種費用の助成を実施。

令和6年度助成件数：6件（4名）

医薬・感染症等疾病対策（保健医療課）

1. 医療従事者等の免許申請受理事務

厚生労働大臣又は鳥取県知事が交付する免許について、新規申請、書換え交付申請、再交付申請等を受理。

〈医療従事者免許申請受理件数〉

（単位：件）

医師・ 歯科医師	薬剤師	看護師	保健師	助産師	准看護師 （知事）	理学療法士	作業療法士	診療放射線技師	臨床検査技師	視能訓練士	管理栄養士	栄養士 （知事）	計
39	16	227	30	8	9	38	15	6	7	0	17	30	442

2. 医事・薬事に係る許認可等

病院、診療所、薬局、医療機器販売業等の許可、届出の受理等

〈病院・診療所〉

（単位：施設、件）

区 分	病院・診療所 の変更許可	病院の 使用許可	診療所の 開設届	診療所の 休・廃止届	年度末登録総数	
					病 院	診療所
鳥取市	20	8	5	9	12	241
4 町	2	2	3	4	2	35

〈薬局等〉

（単位：施設、件）

区 分		新規許可・ 届出	許可更新	変更届	廃止届	年度末 登録総数
薬 局	鳥取市	1	8	271	4	84
	4 町	0	1	13	3	7
卸売販売業	鳥取市	0	7	10	0	20
	4 町	0	0	0	0	0
店舗販売業	鳥取市	2	5	114	6	42
	4 町	1	2	10	0	9
高度管理医療機器販売業・貸与業	鳥取市	3	12	64	5	129
	4 町	1	0	2	1	8
管理医療機器販売業・貸与業	鳥取市	47		43	16	556
	4 町	18		9	4	95

3. 医療相談

医療安全支援センターによる医療相談対応を行う。

<医療相談件数>

(単位：件)

第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合計
20	18	20	19	77

4. 感染症・疾病対策

(1) 感染症の発生の届出、報告及びまん延防止対策

疫学調査等を実施し、感染拡大を早期に防止するとともに、感染予防のための健康教育や啓発を行う。

<感染症（結核を除く）の発生等の状況>

(単位：件、人)

区 分	通報・発生状況			疫学調査件数				集団発生件数	
	通報件数	患者数	死亡者数	調査件数	調査人数	検査検体件数	発見患者数		
3類	腸管出血性大腸菌感染症	2	2	0	2	2	1	0	-
4類	A型肝炎	1	1	0	0	0	0	0	-
4類	重症熱性血小板減少症候群(SFTS)	5	1	0	1	1	9	0	-
4類	日本紅斑熱	13	5	0	5	5	25	0	-
4類	つつが虫病	3	2	0	2	2	7	0	-
4類	レジオネラ症	1	1	0	1	1	0	0	-
5類	アメーバ赤痢	4	4	0	0	0	0	0	-
5類	ウイルス性肝炎(E型及びA型除く)	1	1	0	0	0	0	0	-
5類	カルバペネム耐性腸内細菌感染症	3	3	0	3	3	3	0	-
5類	急性脳炎	6	6	0	0	0	1	0	-
5類	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	1	1	0	0	0	0	0	-
5類	侵襲性肺炎球菌感染症	5	5	0	0	0	0	0	-
5類	水痘(入院例)	2	2	0	0	0	0	0	-
5類	梅毒	20	20	0	0	0	0	0	-
5類	百日咳	387	387	0	0	0	0	0	-
5類	麻しん	4	0	0	4	4	11	0	-
5類	風しん	3	0	0	3	3	8	0	-
5類	先天性風しん症候群	1	0	0	1	1	2	0	-
5類	感染性胃腸炎	18	269	0	14	3,045	0	0	18
5類	咽頭結膜熱	1	10	0	1	372	0	0	1
5類	RSウイルス感染症	6	68	0	6	888	0	0	6
5類	手足口病	12	134	0	12	1,725	0	0	12
5類	インフルエンザ	44	561	0	0	0	0	0	44
5類	新型コロナウイルス感染症	83	1,080	0	0	0	0	0	83
計		626	2,563	0	55	6,052	67	0	164

<風しん抗体価検査>

(単位：件)

区 分	件 数
保 健 所 検 査	7
医 療 機 関 委 託	163

(2) エイズ・性感染症の血液検査の実施と相談対応

＜エイズ及び性感染症の相談・検査の状況＞

(単位：人)

区分	エイズ			梅毒			クラミジア感染症			合計(延べ人数)			
	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	
相談	電話	9	1	10	8	1	9	9	2	11	26	4	30
	来所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(迅速検査再掲)検査	(69)	(17)	(86)	157	49	206	152	49	201	467	147	614	

(3) 結核対策

＜結核登録者の状況＞

(単位：人)

区分	本年度中登録				本年度中登録除外						年度末登録数
	新規	再登録	転入	計	観察不要	死亡	転症	転出	その他	計	
鳥取市	5 (8)	1 (0)	1 (0)	7 (8)	10	7	1	0	1	19	13 (3)
4 町	6 (0)	1 (0)	0 (0)	7 (0)	2	2	0	0	0	4	10 (0)

注()内には、LTBI(「潜在性結核感染症」と診断され結核医療の対象とされた者)を別掲。

＜結核患者接触者健康診断、結核登録者精密検査実施状況＞

(単位：人)

区分	実施機関名	受診人員	ツベルクリン反応	胸部エックス線*撮影者数	結核菌検査者数		IGRA検査者数	被発見者数	
					とまつ	培養		結核(確定例)	潜在性結核感染症
接触者健康診	保健所	0	0	0	0	0	0	0	0
	委託	77	0	11	3	1	76	0	0
	その他	3	0	0	0	0	3	0	0
	計	80	0	11	3	1	79	0	0
・実対象者数：72人 実受診者数：71人 ・受診率：98.6%									
結核登録者精密検査	保健所	0	0	0	0	0	0	0	0
	委託	22	0	22	0	0	0	0	0
	その他	2	0	2	0	0	0	0	0
	計	24	0	24	0	0	0	0	0
・実対象者数：17人 実受診者数：16人 ・受診率：94.1%									
計	保健所	0	0	0	0	0	0	0	0
	委託	99	0	33	3	1	76	0	0
	その他	5	0	2	0	0	3	0	0
	計	104	0	35	3	1	79	0	0
・実対象者数：89人 実受診者数：87人 ・受診率：97.8%									

*CTによる検査を実施した者を含む

(4) 肝炎の相談・検査・治療費助成の状況 (単位：件)

区分	相談件数	検査件数 (医療機関分再掲)
鳥取市	7	536 (528)
4 町		63 (62)

(単位：件)

区 分	肝炎治療特別推進事業		肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業	
	肝炎治療受給者証交付申請件数 (新規件数再掲)	償還払件数	参加証交付件数 (新規件数再掲)	償還払件数
鳥取市	284 (23)	—	7 (5)	14
4 町	77 (5)	—	2 (2)	—

5. 難病等の患者の状況

(1) 医療受給者証所持者の状況

(単位：人)

区 分	特定医療費（指定難病） 医療受給者証所持者数	小児慢性特定疾患医療費 医療受給者証所持者数	先天性血液凝固因子障害 等医療受給者証所持者数
鳥 取 市	1,735	179	8
4 町	371	32	1

※令和7年3月31日現在

(2) 難病患者の支援

難病患者やその家族が安心して療養生活を送れるよう、関係機関と連携しながら支援する。

<指導・相談対応件数>

(単位：件)

区 分	訪問指導	来所相談	電話相談
鳥 取 市	13	36	30
4 町	3	2	3
その他（不明含む）	0	2	1

<難病事業の実施状況>

区 分	回数	回数・内容	延人数
難病患者医療 相談会	4回	難病患者及びその家族に対し、病気や療養生活に関する正しい知識を提供するとともに、交流の場を設ける ※対象疾患：全疾患（ステロイド治療）、多発性硬化症・視神経脊髄炎、後縦靭帯骨化症、全身性強皮症	73
訪問指導事業	—	在宅難病患者の自宅へ、専門職（医師、看護師、理学療法士等）を派遣し、患者および家族に対して療養指導を行う	—
神経難病在宅 支援連絡会	2回	講演、意見交換等	34
在宅難病患者 一時入院	—	在宅難病患者が、家族等の介護者の休息（レスパイト）等の理由により、一時的に在宅で介護等を受けることが困難になった場合に、円滑に適切な医療機関に入院できるように入院受入体制を整備	—

精神保健事業（保健医療課心の健康支援室）

1. 精神保健相談

心の健康や精神疾患等について、家庭訪問、所内面接、電話等により相談、支援を行う。

<精神保健相談の状況>

（単位：人）

区 分	訪問指導		面接相談		電話相談
	実人員	延人員	実人員	延人員	延人員
鳥取市	74	247	91	163	651
4 町	7	41	3	3	83
その他	3	6	1	2	53

2. ひきこもり対策

ひきこもり状態にある人又は家族を対象に、個別面接や家庭訪問を行う。

家族を対象に、情報交換や交流の場としての家族教室を行う。

<家族教室> 実施回数：12回 参加者数：実人数 28人（27家庭）、延人数 40人（39家庭）

3. アルコール・薬物・ギャンブル等依存症支援

家族のアルコール・薬物・ギャンブル等関連問題でお困りの家族を対象に、家族教室を行う。

アルコール・薬物・ギャンブル等関連問題に対して、精神科医師、相談支援コーディネーター（看護師、精神保健福祉士）による個別相談を行う。

<家族教室> 実施回数：12回 参加者数：実人数 27人、延人数 53人

<専門相談> 実施回数：8回 相談者数：延人数 13人

4. 自死対策

不眠をはじめとする心の健康に対する悩みに対して、電話や訪問等で個別相談を行う。

企業・団体を対象としたメンタルヘルス出前講座及びメンタルヘルス研修を行う。

<メンタルヘルス出前講座> 企業・団体数：17事業所 実施回数：21回 参加者数：492人

<新入社員向けメンタルヘルス研修会> 実施回数：1回 参加者数：15人

5. 精神障がい者の社会参加支援、家族支援

在宅の精神障がい者の交流の場、居場所づくりとして、デイケア及び居場所づくりの会を行う。

家族を対象に、学習や交流の場として家族教室等を行う。

<デイケア> 実施回数：73回 参加者数：実人数 36人、延人数 329人

<居場所づくりの会> 実施回数：42回 参加者数：延 1,073人

<家族会、家族教室> 実施回数：26回 参加者数：延 269人

食品衛生事業（生活安全課）

1. 食品衛生指導事業

(1) 食品衛生監視指導

食品衛生法第24条に基づき、令和6年3月に鳥取県東部圏域（鳥取市、岩美郡岩美町、八頭郡若桜町、智頭町及び八頭町）を対象とした「令和6年度鳥取県東部圏域食品衛生監視指導計画」を策定した。

この計画により、食中毒リスクの高い施設に重点を置いた監視指導の実施及び食品表示の適正化のほか、平成30年に改正された食品衛生法に基づくHACCP※の制度化により、HACCPに沿った衛生管理を継続できるように支援することとしている。

※HACCP・・・事業者が食中毒菌汚染等の危害要因を把握した上で、原材料の入荷から製品出荷までの全工程の中で、危害要因を除去低減させるために特に重要な工程を管理し、安全性を確保する衛生管理手法をいう。

また、県内で開催された第36回全国健康福祉祭とっとり大会「ねんりんピックはばたけ鳥取2024」における、弁当製造施設や食品取扱施設の衛生指導を行った。

令和6年度監視指導の状況

監視・検査 施設数	違反等件数		処分等件数		
	施設数	件数	告発	処分	文書指導
2,805	10	10	0	0	10

(2) 食品営業許可

食品衛生法施行令第35条に規定する営業許可を要する施設に対し、鳥取県食品衛生条例に規定する施設の基準に合致するかどうか調査・確認を行い、適合する施設に対し、営業許可を行う。

また、届出対象営業及び営業許可の対象とならないもので、バザーなど行事等に付随して一時的に施設を設け、反復継続しない範囲で簡易な飲食物を提供する行為（営業類似行為）を行う場合の届出の受理、衛生指導を実施する。

(3) 食品等事業者への教育

食品等事業者における自主衛生管理の意識向上のため、施設において衛生管理を担う者を対象とした衛生教育（食品衛生責任者講習会）を実施する。

(4) 食品衛生啓発

①消費者向け講習会の実施

消費者団体等を対象に職員が講師となって食品安全に関する講習会等を開催し、正しい知識を習得する機会を提供する。

②食品衛生月間のイベント開催

食中毒のリスクが高くなる8月を食品衛生月間として、消費者の食の安全への関心を高め、食中毒防止の知識向上を図るため、手洗い講習会などのイベントを実施する。

(5) 食中毒防止事業

①食中毒への対応

食品を起因とする健康被害（疑い含む。）が発生した際、被害の拡大防止・再発防止を図るための調査及び必要な措置を講じる。

[調査の内容]

- ・ 診察した医師及び患者からの聞き取り調査
- ・ 関係施設における聞き取りと現地調査
- ・ 関連する検体の採取と検査情報の収集

調査により、食中毒の原因究明を行うとともに、被害拡大の防止や再発防止のための的確で迅速な対応（行政処分、衛生教育等）を行う。

②消費者及び食品等事業者に対する啓発

- ・ 食中毒注意報の発令
- ・ 食中毒パンフレットの作成・配布

(6) 食品の収去検査

収去検査とは、食品衛生法又は食品表示法に基づき、食品衛生監視員が食品の製造施設や販売施設から食品や添加物、容器包装などを採取し、検査することをいい、主なものとして以下のものがある。

①規格基準等

鳥取県東部圏域において、食品製造及び販売施設で製造・販売されている食品等が国の定める基準等に適合しているかを確認する。

②残留農薬等

鳥取県東部圏域において、生産・採取し、流通する農畜水産物について、食品汚染物質（農産物の残留農薬、米及び魚介類の重金属、畜産物の動物用医薬品）の検査を実施する。

2. 適正な食品表示の推進事業

国、県又は消費者からの情報提供等に基づき、食品製造業者及び販売業者への立入検査を実施し、表示違反については改善指導を行うほか、食品衛生監視指導の立入検査に併せた食品表示の確認、食品等事業者からの相談対応により食品表示の正しい知識の普及を図り、適正化の推進に努める。

動物愛護業務（生活安全課）

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び鳥取市動物の愛護及び管理に関する条例（平成29年鳥取市条例76号）並びに鳥取県動物愛護管理推進計画（令和3年度～令和12年度）に基づき、「動物愛護の推進」及び「動物の適正飼養・管理の推進」を図り、人と動物との調和のとれた共生社会を目指し、致死処分数の減少につなげる施策を展開する。

－動物の収容・譲渡頭数の状況－

【犬】

（単位：頭）

前年度からの繰越	収 容			処 分					翌年度へ繰越
	捕獲	引取り	保護	返還	譲渡	殺処分	その他処分	死体収容	
2	15	21	0	12	20	0	1	0	5

（令和6年度）

【猫】

(単位：頭)

前年度からの繰越	収 容		処 分				翌年度へ繰越	
	保護	引取り	返還	譲渡	殺処分 ※ (11)	その他処分		死体収容
2	26	28	1	33	15 ※ (11)	0	3	4

※処分の括弧内は、収容後に死亡した頭数（令和6年度）

1. 飼い犬の登録及び狂犬病予防事業

狂犬病予防法に基づき、飼い犬の登録及び注射済票の交付を行っている。

飼い犬の登録を推進するとともに、4月と6月に各地区公民館等を鳥取県獣医師会の獣医師と巡回して集合注射を実施している。平成25年度より、飼い主の利便性を高め、注射済票の交付率向上を図るため、犬の鑑札及び狂犬病予防注射済票の交付業務の一部を鳥取県獣医師会指定の動物病院に委託している。※令和2年度から新型コロナウイルス拡大防止の観点から集合注射を中止していたが、令和5年度より再開した。

－ 狂犬病予防の状況 －

(単位：件)

登録申請数	登録頭数	予防注射済票交付数			犬の死亡届出件数
		集合注射	動物病院等	計	
665	6,639	251	5,339	5,590	476

(令和6年度)

2. 地域猫活動等支援事業

飼い主のいない猫の頭数が多く、既存の不妊去勢手術助成事業では対応が困難なケースについて、本市が不妊・去勢手術を実施した後、地域で猫を管理してもらう地域猫等活動支援事業を実施している。

【動物診療棟の概要】

所在地	鳥取市吉方町二丁目554番地1（旧たなか動物病院）
構造	鉄骨造2階建（借受部分 1階及び駐車場）
延床面積	206.7㎡（1階部分 101.4㎡、駐車場 54.6㎡）

【令和6年度実績】 実施地区 27地区 手術頭数 272頭

3. 野良猫不妊・去勢手術費補助事業

飼い主のいない猫の繁殖を抑制する対策として、不妊去勢手術に要した費用に対し、オス1万円、メス1.5万円を上限に助成している。また、当事業の新たな財源確保として、クラウドファンディング型ふるさと納税を活用した。（令和6年度実績：130頭）

【クラウドファンディング型ふるさと納税の概要】

募集期間	令和6年9月6日～12月4日
目標額	160万円
達成額	163万2千円

4. 動物愛護センター機能支援事業

(1) 動物愛護センター機能委託

動物の愛護及び管理に関する法律第35条に基づき、(公財)動物臨床医学研究所が設置した「人と

動物の未来センター「アミティエ」を本市の動物愛護管理センターとして位置付け、市が収容した動物を一定数譲渡し、中長期的な飼養、健康管理、治療、不妊去勢手術、終生飼養者への譲渡及び普及啓発活動等の機能を委託している。

【人と動物の未来センター「アミティエ」の概要】

運 営 主 体	公益財団法人動物臨床医学研究所（鳥取県倉吉市八屋214-10）
開 所 日	平成25年9月21日
場 所	鳥取県倉吉市下福田706-127
建 物 面 積	本館 約330㎡ 研修棟 約180㎡
敷 地 面 積	約16,000㎡（ドッグラン含む）
備 考	平成26年4月1日鳥取県と提携 （県動物愛護センターとして位置付け） 平成30年4月1日 （市動物愛護センターとして位置付け）

(2) 動物愛護センター施設費補助金

「人と動物の未来センター「アミティエ」」の、市の動物愛護センター機能の維持に係る施設及び設備に対する資本的支出及び修繕又は改良に要する経費に対し、2分の1以内の範囲で補助を行う。

【令和6年度実績】 申請なし。

5. 動物愛護管理推進事業

(1) 犬管理所の維持管理

鳥取県の犬管理所（犬及び猫の収容施設）を無償で借り受け、県東部圏域で収容・引取りした犬及び猫を返還・譲渡するまでの一定期間、飼養・管理するため施設を適正に維持管理している。

【犬管理所の概要】

所 在 地	鳥取市松並町三丁目139-4
敷 地 面 積	452㎡（雑種地）
構 造	鉄筋コンクリート造1階
建 物 面 積	110.89㎡
収容可能頭数	成犬：6頭 子犬及び成猫：11頭
運 用 開 始	平成3年3月

(2) 動物福祉推進事業

鳥取県東部圏域で、動物に対する愛護精神と適正飼養知識の普及を図り、動物福祉の向上を目指す動物福祉啓発活動及び市登録譲渡ボランティアによる市保健所が収容した犬猫の譲渡活動に対して補助を行っている。

【事業内容】 ①動物に対する愛護精神と適正飼養知識の普及啓発を図り、動物福祉の向上に取り組む事業

②市から犬・猫を譲り受け、新たな飼い主を探す活動

【補助対象者】 非営利公益活動団体、地域住民組織、公益法人、市登録譲渡ボランティアなど

【補助対象経費】 会場使用料、広告宣伝費、手術費、ワクチン代、投薬代、事務経費など

【補助率】 1/3～1/2

【令和6年度実績】 1団体に44千円を交付。

(3) 動物取扱業の登録申請届出受理等

動物取扱業の登録、動物取扱業者に対し飼養施設の状況、動物の管理の方法について報告を求め、

又は必要に応じて立ち入り検査を行っている。

動物の愛護及び管理に関する法律の遵守による動物取扱業者の水準向上を図るため、動物取扱業責任者研修を実施している。

(4) 特定動物の飼養許可関係等

人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのある特定動物の飼養又は保管の許可及び許可施設に対する監視指導等を実施している。

(5) 動物愛護週間イベントの開催

動物の愛護及び管理に関する法律で定められた動物愛護週間（9月20日～9月30日）を広く周知し、市民の動物愛護精神の向上を図るため、関係団体と連携したイベント等を開催している。

(6) 飼い主への指導・啓発

犬及び猫の鳴き声、糞尿トラブル等の飼い方に対する苦情に対し、飼い主等への指導や啓発を行っている。

(7) 他団体等との連携

鳥取県や鳥取県獣医師会等の関係団体と協力の上、動物愛護に関するポスター、リーフレットの掲示、配布及びマスメディアを利用した広報、市ホームページなどによる普及啓発を行っている。

(8) 動物の譲渡活動

犬管理所に収容されている犬猫の新たな飼い主を見つける取り組みとして、本市公式ホームページや鳥取県のマッチングサイト「鳥取わんにゃん家族」などに情報を掲載し、譲渡活動を行った。また9月には動物診療棟で、11月にはリファーレンいなばで開催された「エコフェスタ」のブース出展という形で、それぞれ鳥取市保健所犬猫譲渡会を開催した。